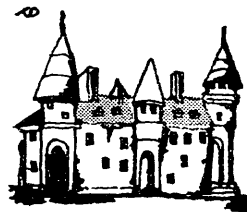


家族手当引上げ論に答えて

(下院の労働党議員より)

(イギリス)



3月2日付けの Frank Field 氏その他諸氏による投書における家族手当引上げ論について異論を存するものではないが、その論拠についてはわれわれの論拠と一致するものではない。諸氏の議論は、多くの妥当な事実をオミットすることによって、「現在、低所得家庭は、現政府が1964年に政権についた当時よりも相対的に貧しさを加えている」という驚くべき結論を導いている。われわれは、以下に諸氏が見のがしておられる若干の事実を列挙する。

(1) 1964年以来、生活費は24%上昇している。しかし、1964年以来、勤労所得は38%上昇し国民保険給付は48%上昇している事実をあげないのはなぜか？

(2) 「第4子以後の無償学校給食が廃止さ

れた」総数にして約60万の児童が(1964年の約30万人に比して)、現在、無償学校給食をうけている事実を無視しているのはなぜか。

(3) 「処方箋料が以前よりも高水準で再導入された」。しかし、児童、老人、補助給付受給者および低所得者、妊産婦ならびに一定の長期療養患者に対する適用除外措置により、処方箋交付総数の半数が支払い免除者に対するものである。1964年にはすべての人が処方箋料を払わねばならなかった。低所得者は払い戻しを請求することができたが、実際の払い戻し件数は処方箋交付総数の約12%のみにとどまった。

(4) 「多くの貧困家庭はニード・テストによる保護申請を嫌悪している」。現実には「慈善」ではなく「受給権」としての補助年

金および補助手当の導入結果として、国民扶助の時代よりも60万人多くの人々が補助給付をうけている。

諸氏は、補助給付基準が引上げられてきていること、老人と失業者の所得比例給付の導入、寡婦への所得制限の廃止、および約100万の家庭が労働党による地方税償還制度の均てんをうけている事実を全く無視している。

家族手当のレベルは1964年以来2倍以上になっている。それは、税控除にクロー・バック原則を導入することによって低所得家庭に対しては特に手厚い措置を行なっている。

家族手当の引上げまたは多数のボーダーライン所得階層の免税点を上げる理由は確かにある。しかし、社会保障部門における政府の業績を諸氏のように選択的に示すことによって正当な理由をスポイルしようとするのはわれわれにとって甚だ残念なことである。

Douglas Haughton, Kenneth Marks, Peter Archer, George Lawson, Toe Ashton, T. Alec Jhones, Ted Leadbitter.

3月5日

(田中 寿 国立国会図書館)